

京都市告示第250号

平成28年3月9日京都市告示第647号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和5年7月26日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
認定特定非営利活動法人日本心血管協会に対する寄附金	京都市伏見区深草枯木町 15番地 ルミエール藤 ノ森407	当該法人の 主たる目的 である業務	平成28年1月1日 以後

(行財政局税務部税制課)